

2025 年度入学試験問題

国語

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の注意事項をよく読んでください。
その際、問題冊子を開いてはいけません。
2. この問題冊子のページ数は 28 ページです。
3. 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手をあげて監督者に知らせなさい。
4. 解答は解答用紙の問題番号に対応した解答欄ごとに1つだけをマークすること。
同じ解答欄に2つ以上マークすると無効となります。なお、解答用紙の番号は①～⑥まで記入してありますが、問題によっては解答する選択肢が6つ無い場合があります。
5. 解答は HB の黒鉛筆を使用すること。
6. 誤ってマークした場合は、消しゴムできれいに消し、消しくずを完全に取り除いたうえで、新たにマークし直すこと。
7. 問題冊子の余白等は自由に利用してかまいません。
8. 解答用紙を持ち出してはいけません。
9. 試験終了後、問題冊子は持ち帰りなさい。

第一問 次の文章を読んで、後の問いに答えよ。

プライバシーは西洋の概念であるといわれますが、アメリカとヨーロッパはそれぞれ異なる思想に基づき、プライバシー権が発展してきたと考えられます。

アメリカ合衆国憲法の前文には、合衆国の国民は、国民と将来の子孫のために「自由のケイ^(ア)タク」を確保するという目的が掲げられています。これに対し、ヨーロッパでは、EU基本権憲章第一条の「人間の尊厳」の保障から始まります。A、プライバシーをめぐる米欧の衝突は、憲法文化の対立であると言い換えることができます。^(注1) ジェームズ・ホイットマンによれば、プライバシー保護について、アメリカは伝統的な私邸への不当な侵入への抵抗として「自由」に軸足を置いているが、ヨーロッパではナチスによる個人データの濫用や身分制社会における低い身分の者の私生活への不当な干渉という歴史から、「尊厳」を基盤としているという対比が示されます。別の言い方をすれば、プライバシーの権利について、アメリカの「自由至上主義」と、ヨーロッパの「尊厳至上主義」という異なる主義が二つのプライバシー権を生み出したと考えられます。

このような憲法文化におけるレベルでの差異が、プライバシーをめぐる具体的な事例においてアメリカとヨーロッパのそれぞれの態度の違いを生み出していると言えることができます。

アメリカにおけるプライバシー権の主たる名宛人は政府機関であり、国家からの個人の自由としてプライバシー権が発展してきました。一九六〇年代に尊厳をもちだしたプライバシー権が根付かなかったのは、人間の尊厳という価値があまりにシン^(イ)オウであり、陪審制を前提とする裁判実務には受け入れにくかったからです。

これに対し、ヨーロッパでは、プライバシー権とともに個人データ保護の権利が、人間の尊厳の価値に根ざし、発展してきました。欧州評議会の第一〇八号条約の審議の背後には、明確にナチスへの抵抗と人間の尊厳の価値の反映という意図があったと言われます。

このようなアメリカの自由とヨーロッパの尊厳というプライバシー権の根底にある思想の差異が、規制アプローチにも違いを

生み出し、その結果としてセーフハーバー決定やプライバシー・シールドという政治的妥協をもたらし、そしてその妥協がEU側の司法判断によって無効とされたという一連の構造を看取することができます。

このような思想に加えアメリカとヨーロッパには、⁽¹⁾ プライバシー保護に関する法律制度においても顕著な差異がみられます。

第一に、プライバシー保護の立法について、アメリカでは分野別の個別立法で対処されるのに対し、ヨーロッパでは包括的な個人データ保護法による規律で対応してきました。アメリカでは、連邦政府を対象とするプライバシー法とは別に、州レベルでの立法、さらに民間部門では、電気通信、運転免許、医療、金融、児童のオンライン活動、信用情報、遺伝子の各分野において個別のプライバシー立法、そして連邦取引委員会が示した個人情報の収集利用に関する公正情報取扱^(ウ)、カンコウの原則が存在しています。これに対し、ヨーロッパでは、憲法レベルにおける明文でのプライバシーと個人データ保護に関する各規定のほか、官民に共通する個人データ保護法制がEUレベルでも、またEUの加盟国レベルにおいても整備されてきました。

第二に、アメリカとヨーロッパとのプライバシーをめぐる衝突は、規制のアプローチからも理解することができます。すなわち、インターネットの規制について、市場の自主規制に委ねるべきか、あるいは政府の介入による規制を必要とするか、という問題です。アメリカでは、一般論として、禁止事項を列挙する消極的義務を課し、応答的（リアクティブ）な形で、事後に個別の違反事例について司法手続による解決を好む傾向にあります。これに対し、ヨーロッパでは、独立した個人データ保護の当局が事前に規制枠組みを提示し、各組織に積極的（プロアクティブ）義務を課す形で、当局による調査が行われる体制を採用してきました。両者の違いについて、ヨーロッパでは政府からの指揮監督について一切の影響を受けない独立した監督機関こそが個人データ保護の重要な擁護者であるのとみるのに対し、アメリカでは個人データ保護の規制当局こそがビッグブラザー（巨大監視組織）のように各組織を監視する機関であるとみています。また、規制アプローチを論じる際に、「市場の失敗」を強調するヨーロッパに対し、「政府の失敗」ないし「規制の失敗」を牽制するアメリカとの態度の違いについても特に検討が必要となります。

もちろんアメリカとヨーロッパとの対比を過度に単純化することは適切ではありませんが、少なくとも、現実には両者は衝突を繰り返してきました。そして、衝突の繰り返しも理解できるように、プライバシー権は単なる法律制度や条文の違いのみから

生じているのではなく、むしろ⁽²⁾「プライバシー権を支える自由と尊厳という思想が衝突の引き金になっている」とみることができません。

EUのGDPR^(注4)には、削除権（忘れられる権利）が明文化されています（第一七条）。忘れられる権利とは、インターネット上の検索結果に表示される個人データの削除を請求する権利です。

でも、本人が同意を撤回した場合には、その個人データは忘れられることを求めることができるのです。また、インターネット上に削除の対象となる個人データを掲載している管理者は、たとえ個人データが第三者により掲載されたとしても、これを削除する義務を負うことになります。

人は忘れてしまいますが、インターネットは忘れません。記録された個人データが半永久的にインターネット上に公開され続けることで、特に未成年者の場合には、個人の人格形成に影響を及ぼすことがあります。たとえ当該個人データが真実であっても、自由な人格発展への干渉を排除するため、様々な論争を乗り越え、忘れられる権利はEUにおいて確立していきました。そもそもの出発点として、^(注5)「プライバシー・バイ・デザインあるいは初期設定でのデータ保護の発想からは個人がインターネット上で調べものの対象となること自体、矛盾する部分があり、また人間の尊厳の思想とも相容れないと考えられてきました。また、忘れられる権利は、時の経過により、もはや関連性がなくなった個人データの削除を認めている点において、過去により現在や未来が支配されないために、プライバシー権は個人の時間も保護の対象としていると考えられるようになりました」。

忘れられる権利が実質的に容認されたのは、二〇一四年五月一日、⁽³⁾「EU司法裁判所のグーグル・スペイン判決においてでした。本件は、スペイン在住の男性の、社会保障費の滞納を理由とした不動産競売に関する一六年前の新聞記事が、オンラインで検索可能な状態にあり、新聞社とグーグルに対しこの男性が個人データの削除を求めた事案です。新聞社のアーカイブス記事における個人データの削除は認められませんでした。EU司法裁判所は、この男性側が主張する「忘れられる権利」に沿う形で、グーグルに表示される検索結果の削除を命じました。すなわち、個人データ処理の本来の目的からみて「不適切な、無関係

もしくはもはや関連性がない、または過度な」情報については検索結果に表示される個人データの削除が認められると判断しました。EU司法裁判所は、グーグルの経済的利益と市民が情報にアクセスする利益と、個人データ保護の権利の公正な衡量を行い、①当該情報の性質、②私生活にもたらされる機微性、および③当該情報が有する公共の利害を考慮することとしました。

C、公人は忘れられる権利を行使できないとの留意点も先決判決において言及されています。GDPRには、「削除権（忘れられる権利）」（第一七条）が明文化され、その要件と効果が規定されていますが、一九九五年のデータ保護指令のもとでは、同様の規定がないため、忘れられる権利が認められるかどうかが問題となりました。そのため、要件効果が明文で定められていなかったにもかかわらず、EU基本権憲章における私生活尊重の権利と個人データ保護の権利を参照しつつ、データ保護指令の解釈として実質的に忘れられる権利を認めた点が注目を集めました。

これに対し、表現の自由を重視するアメリカの研究者からは、グーグル・スペイン判決に対し多くの批判が浴びせられました。たとえば、アメリカのインターネット法の研究者であるジョナサン・ジットレインは、グーグル・スペイン判決の論理は「検閲の一形態」であり、合衆国憲法で保障される表現の自由に反すると厳しく批判しました。社会保障費の滞納による不動産の競売の事実、真実に基づく報道であり、かつ裁判所による決定の公的な情報であるため表現の自由として保障されるべきであるというのです。

D、グーグル・スペイン事件において、検索事業者は個人データの保護責任を負うべき管理者とみなされるか否か、という争点がありました。EU司法裁判所は、グーグルが個人データの全面的な拡散という決定的役割を果たしているため、管理者としての責任を肯定しました。しかし、アメリカでは、通信品位法第二三〇条において、検索事業者は他者が提供した情報の発行者であるとはみなされず、あくまで配布者であり、そのため当該情報の内容への免責が規定されています。すなわち、グーグルは駅で週刊誌を販売する売店のような存在であり、たとえ販売した週刊誌にプライバシー侵害の内容が含まれていたとしても、駅の売店は責任を負わない、という考えに基づいています。そのため、グーグル・スペイン判決についても、グーグルが男性の過去の記事を発行しているわけでなく、あくまで配布者であり責任は負わないと整理することができます。

グーグル・スペイン判決後の争点の一つは、忘れられる権利の^(エ)「シャティ」でした。すなわち、グーグルのドメインにおいて、フランスからの削除請求が認められた場合、非表示の範囲がフランスのドメイン (google.fr) のみなのか、フランスからのアクセスの場合にはあらゆるドメインが非表示にできるのか、または全世界の利用者が閲覧できないようにグーグルの検索結果から非表示にできるのか、という問題が審議されました。フランスのデータ保護監督機関であるCNILは、削除決定は全世界の利用者が閲覧できないようにする措置を講ずるべきであるとして、これを怠ったグーグルに制裁金の支払いを命じました。グーグル側は、フランスにおける機微性とアメリカやその他の地域における機微性は異なることを主張し、EU司法裁判所において争われました。

二〇一九年七月の先決判決において、グーグル側の主張を受け入れ、原則として、EU域内において非表示の措置を講ずる義務があるものの、EU域外からのアクセスについてまで非表示の義務は負わないと判断されました。このように、EUの忘れられる権利とアメリカの表現の自由との衝突は、インターネット上の個人データの非表示をめぐる規制の分断化をもたらしてきたのです。

忘れられる権利をめぐるアメリカとヨーロッパにおいて対照的な態度が示される中、日本でも検索事業者が提供する検索結果の削除請求について裁判で争われました。

過去の犯罪報道がインターネット上の投稿に残り、その個人の氏名を検索するとこの事実が表示され続けたため、削除を求める仮処分申立が多く問題となってきました。たとえば、二〇一五年二月二三日、さいたま地方裁判所は、「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、コウ^(オ)セイを妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から「忘れられる権利」を有するといふべきである」という決定を下しています。

これに対し、この事件の東京高等裁判所の決定において、「忘れられる権利」は、そもそも我が国において法律上の明文の根

抛がなく、その要件及び効果が明らかではない」として、「人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権」として処理すればよいとの考え方を採りました。

この事件の最高裁決定では、忘れられる権利の判断には踏み込まずに、削除請求する者のプライバシーの権利と検索事業者の表現の自由（表現行為という側面）との比較衡量の判断枠組みを示しました。すなわち、プライバシーに属する「事実を公表されない法的利益と当該URL等の情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる」と判断しました。この比較衡量には、①当該事実の性質及び内容、②当該URL等情報が提供されることによつてその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、③その者の社会的地位や影響力、④記事等の目的や意義、⑤記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、⑥記事等において当該事実を記載する必要性など、を踏まえることとされています。

インターネット削除請求に関する最高裁の判断枠組みは、実は週刊誌や小説におけるプライバシー侵害の事案とほぼ同じ枠組みを踏襲しています。前記の比較衡量と六点の考慮事項は、週刊誌が少年事件の内容を推知できるような状態で少年に関する事実を記載したことが、プライバシー侵害となるかが争われた長良川事件報道訴訟において、かつて最高裁が示したものとほぼ重なりあっています。しかし、検索事業者に対するプライバシー侵害の差止め請求訴訟においては、検索事業者が果たす「現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤としての大きな役割」に着目し、プライバシーの利益が優越することが「明らかに」場合に限定しています。日本では、アメリカのような検索事業者の免責を認めてはおりませんが、他方で、ヨーロッパのような強力なプライバシー権を保障しているわけでもありません。インターネット上の表現の自由の意義を十分に踏まえつつ、プライバシーの権利についても配慮していく、という基本的な姿勢がうかがえます。

法律家からすれば、人の記憶から個人に関する情報を忘れさせることを執行することはできない以上、忘れられる権利など存在しない、ということになりそうです。

E

、ここでいう忘却とは、インターネットから特定の個人データを忘れさせ

ることを企図しており、その背後にある思想は、⁽⁴⁾過去の呪縛からの個人の自由な人格形成にあります。権利の名称にこだわることなく、ヨーロッパにおいてなぜ忘れられる権利が真剣に議論され、そして法制化されてきたのかについて、インターネット上のプライバシー問題が生起する日本でも問題意識を共有する必要があると考えられます。

(宮下紘『プライバシーという権利——個人情報なぜ守られるべきか』による)

(注1) ジェームズ・ホイットマン——アメリカの弁護士、イエール大学教授。

(注2) セーフハーバー決定——二〇〇〇年に締結された、EU域内からアメリカに移転される個人データのプライバシーに関する原則に適合しているとアメリカ商務省によって認定された米国企業にのみ情報の移転を認める協定。

(注3) プライバシー・シールド——セーフハーバー決定がEU司法裁判所に無効とされたことを承けて、二〇一六年に締結された協定。

(注4) GDPR——二〇一六年に制定された、EUの一般データ保護規則。

(注5) プライバシー・バイ・デザイン——情報システムなどの設計段階からプライバシーの保護を考慮に入れて開発を進める考え方。

*問題の作成上の都合で本文の一部に手を加えてある。

問1 傍線部(ア)～(オ)の漢字と同じ漢字を用いるものを、次の各群の①～⑤のうちからそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 1)

5。

(ア) ケイタク

1

- ① 無人の荒野をカイタクする。
- ② 相手の気持ちをソンタクする
- ③ 神仏の御タクセンに頼る。
- ④ タクジョウの辞書で調べる。
- ⑤ ジュンタクな資金を投資する。

(ウ) カンコウ

3

- ① カンゼンと立ち上がる。
- ② 世論をカンキする。
- ③ カンセイの法則。
- ④ 努力がカンジンだ。
- ⑤ カンゲンに騙される。

(オ) コウセイ

5

- ① テキセイな配分を要求する。
- ② セizon競争に明け暮れる。
- ③ カンセイな住宅街。
- ④ 薔薇をタンセイする。
- ⑤ キセイ品の洋服。

(イ) シンオウ

2

- ① 討論は非難のオウシュウに終始した。
- ② オウコウ貴族のような生活を送る。
- ③ 渋沢栄一オウの肖像画。
- ④ 証拠品としてオウシュウする。
- ⑤ オウシュウ藤原氏の遺跡を訪ねる。

(エ) シヤテイ

4

- ① 身体の新陳タイシヤを促す。
- ② 宮司はシヤデンの修復を依頼した。
- ③ 条件ハンシヤのような返事。
- ④ 屋根のケイシヤに特徴がある。
- ⑤ 修行の一環としてシヤキョウに勤しむ。

問2 空欄

A

く

E

を補うのに最も適当なものを、次の①～⑥のうちからそれぞれ一つずつ選べ。ただし、同じものを二度以上用いてはならない。解答番号はA―6、B―7、C―8、D―9、E―10。

- ① しかし ② なお ③ さらに ④ たとえ ⑤ すなわち ⑥ むしろ

問3

傍線部(1)「プライバシー保護に関する法制度においても顕著な差異がみられます」とあるが、アメリカとヨーロッパのプライバシー保護のための法制度の特徴を説明したものとして最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は11。

- ① アメリカでは連邦政府を対象とするプライバシー法に基づいた個別立法と市場の自主規制で対応しようとする。
② ヨーロッパでは各政府の定めた包括的保護法制に則って独立した保護機関が予め禁止事項を提示して規制する。
③ ヨーロッパではEUが事前に示した包括的な枠組みに準じて各政府が監督する機関が監視し規制する。
④ ヨーロッパでは独立性の高い規制当局が事前に示された包括的な保護法制の枠組みに基づいて調査監督する。
⑤ アメリカでは各分野を対象とした個別の法制と違反事例が起こった際への事後的対応の場合が多い。

問4

傍線部(2)「プライバシー権を支える自由と尊厳という思想が衝突の引き金になっている」とはどういうことか。その説明として最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 12。

- ① アメリカの「自由」、ヨーロッパの「人間の尊厳」という相容れない価値概念がプライバシー権についての解釈の違いを生み、様々な個別の事例で両者の意見の対立をもたらしているということ。
- ② アメリカとヨーロッパのプライバシー権についての理解の対立は、それぞれが立脚する「自由」と「人間の尊厳」という価値に還元可能であり、両者の違いを克服することで解消されるということ。
- ③ プライバシー権に関してアメリカとヨーロッパとの間で意見が対立し、時に政治的妥協による調整が要請されるようになる根本的原因是、プライバシー権の基盤となる価値理念の違いであるということ。
- ④ 異なる価値理念を基盤とするアメリカとヨーロッパのプライバシー権についての利害の対立は必然であり、両者は歴史的に政治的妥協を繰り返すことで問題の顕在化を回避してきたということ。
- ⑤ プライバシー権という概念を支える理念の違いがアメリカとヨーロッパの対立の基本的要因であり、「自由」と「人間の尊厳」の二者択一が両者の解釈の齟齬を生んでしまっているということ。

問5

傍線部(3)「EU司法裁判所のグーグル・スペイン判決」を例として用いた筆者の意図を説明したものとして、最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 13。

- ① 個人データの削除権を意味する「忘れられる権利」をめぐる裁判ですべてのデータの削除が認められたわけではなかったことを指摘することで、権利の行使にも自ずからなる限界があることを示すため。
- ② EU司法裁判所の判決に対するアメリカの研究者からの批判を紹介することでプライバシー権をめぐるヨーロッパの認識の理論的な脆弱性を示し、二つの視点を止揚するうえで必要な発想を暗示するため。
- ③ プライバシー権についての問題が提起された具体的事例で、特に重要と思われる論点を整理して示すことで、ヨーロッパ的な認識とアメリカ的な認識の双方の妥当性と問題点をわかりやすく示すため。
- ④ 「忘れられる権利」のEU司法裁判所の判例はプライバシー権についてのヨーロッパ・アメリカの違いを説明するための好例であり、同時に日本における同様の事例についての法的不備を批判するため。
- ⑤ 「忘れられる権利」について論議された具体的事例を用いて、そこで浮上した複数の論点を整理解説しながらプライバシー権についてのヨーロッパ的な観点とアメリカ的な観点の相違を明確化して示すため。

問6

傍線部(4)「過去の呪縛からの個人の自由な人格形成」とあるが、筆者がこれを重視する理由を説明したものとして最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 14。

- ① それが事実であるかどうかを問わず、過去の履歴や情報によって将来の可能性や選択が必要以上に制限されてしまうことは、個人の権利の侵害にあたる状態だと考えるから。
- ② ネット上に過去の情報が残り続けることで当該人物の生活に支障が生じている以上、表現の自由との兼ね合いがあるにせよ、「忘れられる権利」の確立が必要だと考えるから。
- ③ ネット上に残された過去の情報に囚われることなく人物を評価し、個人の人格形成を支えることができる社会だからこそ人々が安心して暮らしていけると考えるから。
- ④ 過去の行為や履歴によって現在の生活や将来の可能性が制約を受けることなく、本人の意志によって自己を形成していくことこそ人間にとって大切なことだと考えるから。
- ⑤ 「権利」という用語のために日本ではまだ法整備が進んでいない「忘れられる権利」だが、過去によって現在や未来が支配されないためには早急な法整備が必要だと考えるから。

問7

本文の内容と合致するものを、次の①～⑥のうちから二つ選べ。解答番号は 15・16。

- ① アメリカとヨーロッパではプライバシー権の前提となる憲法理念の違いがあるが、両者はそれを法の運用を通じて調整し克服してきた。
- ② プライバシー保護に関して、アメリカは連邦政府を規制するプライバシー法を基準とした個別立法を分野ごとに制定することに対処してきた。
- ③ 個人データ保護の規制については、ヨーロッパはもっぱら市場の失敗にその責を帰するのに対してアメリカは政府の失敗を強調する。
- ④ 「忘れられる権利」は、さまざまな紆余曲折を経ながらも人間の尊厳を重視する理念のもとヨーロッパで他に先行する形で確立していった。
- ⑤ 人間が忘れるかどうかは制御できないが、ネット上に記録されたデータは容易に消去できないので、強制力を持った法による制御が必要である。
- ⑥ 日本においては馴染みの薄い「忘れられる権利」だが、プライバシー権への配慮という観点から今後に向けて問題提起し、十分に議論する必要がある。

第二問

次の文章を読んで、後の問いに答えよ。

五感^{ごかん}は歴史的産物である。

たとえば、現代では電車の走行音や発車音は騒音だと思われることが多い。だが、鉄道が誕生したばかりの一九世紀末の米国では、その音はモダンで科学技術発達の象徴としても捉えられていた。

目や耳、舌など身体^{からだ}のいわゆる感覚器官^{かくかくきぐ}の働きが、時代によって必ずしも変化するわけではないし、個々人が感じ取る身体的刺激^{しきさく}そのものには個人差があるかもしれない。だが、ある時・ある場所に生きる人々の間で共有される感覚体験やそれらに対する認識は、技術や経済、社会的要因によって変化しており、時代性を伴うものである。

I

一九八〇年代以降、欧米を中心に「感覚史」という研究分野が提唱され、感覚は研究対象の一つとして歴史学者や人類学者らから注目を集め始めた。五感を歴史的に捉えることは、人々が生きる環境がどのように変化してきたのか、そしてその環境の変化を人々がどのように認識し理解していたのかを考えることである。

II

身体は物理的なモノとして在るだけでなく、文化的なものでもあり、その物理的・文化的構築物としての身体を通して人々は周辺環境を認識するのだ。

「景色」という語は、「景色を見る」のようにしばしば視覚と結び付けられるが、実際には、その場所を訪れる場合には、見るだけでなく、音や匂い、空気感のようなものを感じ取るし、写真など視覚メディアを通してその景色を見る場合であっても、その場の音や匂いなどが自然と想像されることもあるのではないだろうか。

仏教用語で「色^{しき}」とは、広義には五感によって認識される物や現象、それらの総称という意味もある（狭義には視覚で認知される物を意味する）。ならば「景色」が五感で感じ取るものだとしても納得できるような気がする。五感で感じるものとしての（広義の）景色がいかに作り出され、また変化してきたのか、そしてその景色を人々がいかに感じ、理解していたのかを掘り起こす

のが感覚史だといえるかもしれない。

では、人々の感覚体験・感覚世界はどのように変化してきたのだろう。まず、産業化や工業化、都市化が急速に進んだ一九世紀末から二〇世紀初頭の米国を例に考えてみたい。ヴァルター・ベンヤミンは、交通網の発達や工業化による社会変化を⁽¹⁾近代化による「ショック」体験だと捉えているが、まさにこの時期は、特に都市部における生活環境・生活様式の変化が人々にとって心身的「ショック」を与えるものだったともいえる。

III

それは普段の食生活——味覚体験——も例外ではない。一八七〇年代以降、大量生産時代をいち早く迎えた米国では、急速な工業化と市場の拡大に伴い、農業生産者や食品加工業者らは、効率性や標準化に重点を置いた生産の合理化を図ろうとした。これにより、時季や産地に依らず色や味が

X

された食品の生産が必要となった。そして、トマトやリンゴなどの野菜や果物から、缶詰やマーガリンなど加工食品にいたるまで、どこで購入しても、同じ色、同じ味のものが作られ、食べられるようになったのだ。

たとえば米国フロリダ州のオレンジ。同州で栽培されていた一部の品種は、温暖な気候のため、皮の色がオレンジ色に変化しないまま、身だけが熟することがある。フロリダの生産者らは、緑色の「完熟」オレンジは、たとえ中身が熟していても全国市場では売れないと考え、一九三〇年代初め、合成着色料を用いてオレンジの皮を着色するようになった。

つまり、消費者が期待する味、または消費者が求めているだろうと生産者が考える味に「合致」する色を作ろうとしたのである。だが果物に着色することは自分たちを欺く行為だと考えた消費者からは抗議が殺到した。

ここで興味深いのは、多くの消費者が、⁽²⁾熟したオレンジの「自然な」色はオレンジ色であるべきだと考えていたことである。

この場合、実際には、緑色の方が熟したオレンジの「自然な（人工的に手を加えていない）」色であるにもかかわらずだ。

いつでも、どこでも、画一化された食品が市場に出回るようになったことで、多くの人々が共有する「あるべき」色という認識が次第に構築されていくと同時に、そうした認識は、翻って生産者らが予測可能で画一的な色を作るための更なる動機づけと

なつたといえる。

レオ・マルクスが「庭園の中の機械 (machine in the garden)」と呼んだように、農業の工業化・機械化が進んだことで、自然と人工の境界は溶解し、「自然」とは自然と人工のハイブリッドとして生み出されるようになったともいえるだろう。そしてオレンジのみならず、さまざまな食品の色、そして味が次第に標準化され、スーパーマーケットや食卓の景色が大きく変化したのである。

米国で食をめぐる視覚・味覚環境が大きく変化した二〇世紀初頭は、日本でも新たな感覚世界が生まれた時期である。それは、一九世紀末以降の資本主義社会の拡大が米国のそれとは違う意味を持ち、また異なる形で立ち現れたといえるかもしれない。

明治末から昭和初期は、新しいフードスケープ（食を取り巻く空間・環境）が誕生した時代である。コロツケやトンカツなど当時では珍しかった洋風の料理が広まり始めるとともに、新たな外食文化も生まれた。一九〇二年（明治三五年）には調剤薬局として創業した資生堂薬局（現 資生堂）が、アイスクリームやソーダ水の製造・販売を行うソーダファウンテンを店内に開設し、後の「資生堂パーラー」に発展した。白木屋や三越など老舗デパートが食堂を開設したのもこの頃である。

一般庶民には依然として高嶺の花ではあったものの、西洋料理がレストランで提供されたり、雑誌で取り上げられたりすることで、次第に多くの日本人が西洋的な料理を見たり、食べたりし、「近代化」を感覚的に体験していたともいえるだろう。

また、東京や大阪などの都市部では、近代的都市空間が新たな感覚世界を生み出しもした。たとえば、江戸時代に呉服屋として始まったデパートは、従来の日本建築の店舗から西洋風のビルに建て替えられた。東京では、馬車や人力車に代わり、一八九〇年代に路面電車が開通。また大正以降、それまで上流階級層に限られていた洋装が次第に一般にも広まり始め、和服姿の多かった歩道には、最新の洋装と西洋風の化粧で身を固めた「モガ（モダンガール）」や「モボ（モダンボーイ）」が闊歩する姿も見られるようになる。こうした変化は、ファッションスタイルや建造物など視覚環境の変化のみならず、電車の走行音や海外の香水・化粧品匂いなど新たな感覚的景色が都市の一部となったことを意味していた。

このような新たな感覚体験は、さまざまな摩擦や

Y

の衝突の中で生まれたものでもあった。電車の登場は、馬車や人力車事業に携わっていた人々から職を奪うことにもなり、実際、車夫からの反発を受けた。「モガ」や「モボ」らは、社会風紀を乱す存在としてそのイメージが広まりもした。激動する社会で、取り残されてしまった人々、その変化を享受しようとする人々、一方で抗おうとする人々の生が、当時の感覚世界から見えてくる。

大量生産時代の視覚の画一化にせよ、近代化による感覚体験の西洋化にせよ、これらは一見すると、資本主義システムの拡大により人間が「本来」持っていた豊かな感覚が単調になってしまったり、日本「本来」の感覚が西洋的なものに置き換わってしまったようにも見える。だが、歴史を通して人間の感覚は変化してきたのであり、⁽³⁾「本質」や「本来あるべき」ものとは、連綿と続く歴史の中で作られるものではないだろうか。

このことは、人々が感じ取る感覚、そしてそこから生まれるある種の価値観や認識は、社会的コンテキストの中で読み取る必要があることを意味してもいる。たとえば、洋装や洋風建築のように現代の私たちには当たり前に感じるものや景色は、二〇世紀初頭の日本人の多くには驚きや興奮、はたまた厭気を招くものだった。このように、政治的・経済的・社会的状況の中で作り出される感覚体験は、その時代・場所特有の意味を持つものなのである。

V

歴史とは、単なる過去の「できごと」の寄せ集めではない（また、何が歴史的に「重要な」できごとなのかが決まる過程は政治的である）。英語「ヒストリー」の語源は古代ギリシャ語で「探究」を意味しており、また『三国志呉書』では「歴史」は「人類が経てきた時間」を意味するものとして使われたという。つまり歴史は、社会の変化を読み解く作業である。

個々の事象を点で結んだ歴史理解（年表的歴史観といえるかもしれない）ではなく、流れる時間とそこに生きる生身の人間に目を向け、どのような変化が、なぜ、誰によって起こり、いかなる影響があったのか、それらを丹念に掘り出し探究するのが歴史家の仕事である。多様な感覚体験とそれを取り巻く世界を多角的に捉えようとする感覚の歴史は、過去の人々がいかに生き、感じ、考えていたのかを理解するためのヒントを与えてくれるのではないだろうか。

(久野愛「感じる歴史」による)

(注1) ヴァルター・ベンヤミン——ドイツの哲学者。

(注2) レオ・マルクス——アメリカの歴史家・文芸評論家。

*問題の作成上の都合で本文の一部に手を加えてある。

問1

本文中の空欄

I

V

のうちで、次の文を補う箇所として最も適当なものを、後の①～⑤のうちから

一つ選べ。解答番号は 17。

つまり感覚の歴史は、存在論および認識論と深く関わる問題である。

①

I

②

II

③

III

④

IV

⑤

V

問2

空欄

X

Y

を補うのに最も適当なものを、次の各群の①～⑤のうちからそれぞれ一つずつ選べ。解

答番号は 18・19。

X

①

規格化

②

無効化

③

純粋化

④

差異化

⑤

構造化

Y

①

常識

②

道徳観

③

軋轢

④

人間観

⑤

価値観

19

18

問3

傍線部(1)「近代化による『ショック』体験」とあるが、それを本文に即して説明したものとして最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 20。

- ① 交通網の発達と工業化によってもたらされた新たな生活条件のもと、人々がより良い食生活を求めた結果得られるようになった新たな味覚の体験。
- ② 工業化によつて標準化された安価な商品を手に入れられることで生じた新たな感覚や、それをもとに登場した近代的な文物を自由に楽しむ体験。
- ③ 近代化とそれに伴う生活様式の激変によつてそれまでの感覚が通用しなくなったことを実感したり、時代の変化に対応したりする困難さを知る体験。
- ④ 生活様式を規定する条件の変化によつて新たな文明の産物や文化に戸惑ったり反発したりし、またそれまで存在しなかった感覚を手にする体験。
- ⑤ 近代化と都市化によつて従前の自然と人工の境界が意味を失い、人々が新たな感覚のもと自然の産物を人工的に加工するようになつてきた体験。

問4

傍線部(2)「熟したオレンジの『自然な』色はオレンジ色であるべきだと考えていた」とあるが、その理由を説明したものとして最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 21。

- ① 熟しても皮が緑色のままの品種のオレンジは商品として流通した実績がなく、消費者は市場に出回るオレンジ色のオレンジしか知らなかったから。
- ② 普通の消費者にとつてのオレンジ色とは日常的に見かけるオレンジの皮の色なので、熟しても緑色のままのオレンジはオレンジだとは思えなかったから。
- ③ 完熟していても皮の色が変わらないオレンジがあることを知らない消費者は、着色料を使うのは熟していないことを誤魔化すための行為だと思ったから。
- ④ 一般的な消費者はオレンジについての正確な知識を持っておらず、市場に出回る画一化された商品としてのオレンジしか目にしたことがなかったから。
- ⑤ 売られているオレンジがすべてオレンジ色をしていたため、皮が緑色のオレンジは商品として消費者が受け入れず、売れないと考えたから。

問5

傍線部(3)「『本質』や『本来あるべき』ものとは、連綿と続く歴史の中で作られるもの」とあるが、それはどのようなとか。最も適当なものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 22。

- ① 始めから定まった本質や本来の姿があるわけではなく、歴史的・社会的変化に対応して変わっていく人間の感覚に合わせたものとしての物事の本質や本来の姿を作っていくべきだということ。
- ② 人間の感覚が時代とともに変化し続けるものである以上、物事の本質や本来の姿というのも固定的ではあり得ず、むしろさまざまな歴史的・社会的経緯の中で構成されるものだということ。
- ③ 人間の感覚や世界観は歴史的に変化し続けるものなので、むしろ時代の展開とともに変遷していく過程を丁寧に跡づけることによって物事の本質や本来の姿を捉えられるのだということ。
- ④ 固定化された物事の本質や本来の姿というものがあるわけではなく、時代の変遷に伴う感覚の変化によってその時代ごとの真実が形成されると考えたほうが現実在即しているということ。
- ⑤ 物事の本質や本来の姿が時代とともに変転し続ける人間の感覚によって捉えられるものである以上、それは必然的に変化し続け、時代を超えて存在することはないのだということ。

問6 本文の内容と合致するものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 23。

- ① 五感の働きは時代の変化の影響を受けることはないが、そこから受ける刺激をどう捉えるかは時代性を伴うものである。
- ② 景色という語に視覚以外の要素も含んだ意味を与えることは、本来の仏教語としての意味からも十分に肯定できる。
- ③ 農業の工業化・機械化によって、人間が対峙する自然は純粹な自然ではなく人工的に手の加えられた自然となった。
- ④ 日本近代の西洋化は、都市空間を舞台にさまざまな摩擦を超克しながら新たな文物と感覚を育んでいった。
- ⑤ 感覚の歴史の研究においては、時代の変遷による感覚の変化を追いながらもそこに一貫するものを捉えることが重要である。

第三問 以下の問いに答えよ。

問1 次の文の傍線部と文法的に同じものを、後の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 24。

少なからぬ人々が提案に賛同した。

- ① だから言わないことじゃない。
- ② 海外から荷物が届いた。
- ③ 忙しいばかりで儲からない。
- ④ 彼も遠からず卒業することになる。
- ⑤ 雲が厚いから日差しが届かない。

問2 すべて正しい漢字が用いられているものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 25。

- ① 招待された宴席で疎相のないように振舞う。
- ② 本当に山紫水明という言葉が相応しい光景だ。
- ③ 出費がかさんで資金が沸底してしまった。
- ④ 与えられた課題に小数精鋭のチームで挑む。
- ⑤ ステージは過重な演出によって興醒めであった。

問3 A・Bの外来語とその訳語の組み合わせとして正しくないものを、各群の①～⑤のうちからそれぞれ一つずつ選べ。解答

番号は 26・27。

A 26

- ① パステイシユーー通過儀礼
- ② モブー群衆
- ③ ユニークー一意性
- ④ リソグラフー石版画
- ⑤ アーティクルー記事・論説

B 27

- ① ショーヴィニズムー排外主義
- ② デカダンスー頹廢
- ③ ネオコンー新保守主義
- ④ ミメーシスー模倣・模写
- ⑤ デイレットタントー教養人

問4 次のX、Y、Zの漢字と読みの組み合わせとして正しくないものを、各群の①～⑤のうちからそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 28 ～ 30。

Z

30

⑤
海鼠
—
なまこ

④
熨斗
—
のし

③
喇叭
—
ラッパ

②
虚仮
—
かりそめ

①
殿軍
—
しんがり

X

28

⑤
簀子
—
すのこ

④
角力
—
すもう

③
斯道
—
きどう

②
単衣
—
ひとえ

①
酩酊
—
めいてい

Y

29

⑤
風琴
—
オルガン

④
豎琴
—
ハープ

③
提琴
—
ギター

②
鳩琴
—
オカリナ

①
洋琴
—
ピアノ

問5 次のXとZの四字熟語の空欄を補うのに最も適当なものを、各群の①～⑤のうちからそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は

31
33。

Z
醉生
□
死

33

⑤ ④ ③ ② ①
頓 夢 不 酒 横

X
愛別離
□

31

⑤ ④ ③ ② ①
苦 会 別 己 縁

Y
王
□
之才

32

⑤ ④ ③ ② ①
法 者 侯 補 佐

問6 次の熟語の意味として最も適当なものを、後の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 34。

草莽

- ① 草の生命力の強さの喩えで不屈であること。
- ② 草が多量に生えている場所の意味から未開の土地。
- ③ 草の生い茂ったところの意味から民間や在野。
- ④ 青々とした草の喩えで若々しさ。
- ⑤ 草が野放図に生えていることから荒地。

問7 慣用句の使い方として正しいものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は 35。

- ① 資金の調達が思い通りではないので、井勘定でやっていけると思う。
- ② 人に知られては困る内容の会話だったので、眉をひそめて話すことにした。
- ③ もはや追い詰められてしまったので、捨て石になる気概で努力するしかない。
- ④ あれほど自己正当化ばかりする人物には何を言っても蛙の面に水だ。
- ⑤ 男は度を失って、相手の論理の欠陥を冷静に突く巧みな質問をした。